

IV 制度の普及啓発活動

1 県民、事業者への制度周知

(1) 県民に対する意識啓発

個人情報保護法（以下「法」という。）が平成17年4月に全面施行されたことにより、個人情報への関心が一気に高まり、個人情報の保護についての行き過ぎた反応、いわゆる「過剰反応」が起きました。法は、個人情報の保護と利用のバランスを図ることを目的としており、過剰反応は、法を初めとする個人情報保護制度への理解が不十分であることから起きていると言われています。

県では、県民の皆さんに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、パンフレットの配布や、県のホームページでの制度紹介などを行っていますが、平成17年度からは、特に「過剰反応」に対する取組を行っています。

平成25年度は、過剰反応の具体的な事例やその対応策、日常生活の中で個人情報を取り扱うにあたって注意すべき点など、県民・事業者の両方に活用していただくためのQ&Aを掲載したパンフレット「必要な個人情報まで『過保護』にしていませんか」を15,000部作成し、市町村等を通じて配付しました。

また、消費者庁との共催で、「災害時における個人情報の適切な取扱い」をテーマに個人情報保護法の説明会を開催したところ、212名の方の参加をいただきました。

(2) 事業者に対する意識啓発

県は、県内事業者の事業活動における個人情報保護の推進を図るため、「事業者における個人情報の取扱いに関する指針」（以下「指針」という。）を作成・公表し、事業者が個人情報の保護のために必要な措置を講ずる際のよりどころとしています。また、個人情報取扱業務の登録制度により、事業者が個人情報を取り扱う業務を登録して、登録簿の形で県民が閲覧できるようにすることで、個人情報保護についての事業者の自主的な取組を促し、それが、事業者に対する県民の信頼につながるようにしています。

これらの施策を理解していただき、登録制度を適正に運営するとともに、指針に基づき、適正に個人情報が取り扱われるよう、事業者の方々への意識啓発を行っております。

平成25年度は、個人情報を取り扱う事業者団体と県機関で構成する個人情報保護推進会議を開催し、藤原靜雄氏（中央大学法科大学院教授）に「事業者における個人情報保護対策～個人情報保護の5W1H」について御講演いただき、参加された185名の方々に個人情報保護を取り巻く状況や今後の課題について、共に考えていただくとともに、事業者向けの県のホームページに、当該会議の講演録を掲載しました。

2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るため、また、職員による個人情報に係る事故を防止するため、職員一人ひとりが、個人情報の適正な取扱いを理解する必要があります。

平成25年度の研修については、職員キャリア開発支援センター主催で新規採用職員研修（1回）、交流職員研修（1回）、情報公開・個人情報保護担当者研修（1回）及びパワーアップ研修（2回）を実施したほか、県民局所属長研修の中で、個人情報保護に係る不祥事防止対策の研修（1回）を実施しました。

また、事故防止については、職員携帯カード「個人情報保護は信頼の絆」を、すべての県機関の職員に行き渡るよう配付しています（公安委員会及び警察本部長については別途対応）。

3 個人情報保護啓発強調月間の実施

平成8年度に設定した「個人情報保護啓発強調月間」を平成25年度は10月に実施し、県民、事業者、職員を対象にした意識啓発を、様々な広報媒体を活用して効果的かつ多角的に推進しました。また、昨年度に引き続き、市町村の協力を得て、市町村の施設においてパンフレットの配布（29市町村）を行いました。